

# 結果の概要

## 1 訟務事件の推移

令和4年に法務本省並びに全国の法務局及び地方法務局で取り扱った訟務事件の新受件数は5,829件、既済件数は5,976件となっている。

平成30年以降における訟務事件の推移は、第1表のとおりである。

令和4年の新受件数は、対前年比では10.2%減少しており、平成30年を100とした指数は92.8ポイントとなっている。また、既済件数は、対前年比では1.7%増加しており、平成30年を100とした指数は105.4ポイントとなっている。

第1表 訟務事件の推移

年次	件数			指数 (平成30年=100)			対前年比 (%)		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成30年	6,278	5,670	7,174	100.0	100.0	100.0	—	—	—
令和元年	6,415	6,018	7,571	102.2	106.1	105.5	2.2	6.1	5.5
2	5,815	5,359	8,027	92.6	94.5	111.9	-9.4	-11.0	6.0
3	6,488	5,877	8,638	103.3	103.7	120.4	11.6	9.7	7.6
4	5,829	5,976	8,491	92.8	105.4	118.4	-10.2	1.7	-1.7

## 2 訟務事件の処理状況

令和4年における訟務事件の処理状況は、第2表のとおりである。

本訴事件及び本訴事件以外の構成比については、新受件数にあっては本訴事件が66.0%、本訴事件以外が34.0%、既済件数にあっては本訴事件が60.4%、本訴事件以外が39.6%などとなっている。

### (1) 本訴事件

令和4年における本訴事件の処理状況は、第2表のとおりである。

事件の種類別にこれを見ると、新受件数では、民事事件が2,543件、行政事件が1,087件、税務事件が215件、既済件数では、民事事件が2,355件、行政事件が1,012件、税務事件が241件となっている。

新受件数の構成比については、民事事件が66.1%と高い割合を占めており、次いで、行政事件が28.3%、税務事件が5.6%となっている。

訟務事件における相手方数については、本訴事件（民事・行政・税務）の未済事件における相手方1名につき「1」と計上したもので、訟務事件の処理状況表の相手方数欄記載のとおりである。

### (2) 本訴事件以外

令和4年における本訴事件以外の処理状況は、第2表のとおりである。

新受件数は1,984件、既済件数は2,368件となっている。

第2表 訟務事件の処理状況

処理状況	総数	本 訴 事 件				本 訴 事 件 以 外
		計	民 事	行 政	税 務	
		[ 件 数 ]				
新 受	5,829	3,845	2,543	1,087	215	1,984
既 済	5,976	3,608	2,355	1,012	241	2,368
未 済	8,491	7,015	5,421	1,356	238	1,476
相手方数		201,744				
		[ 構 成 比 ( % ) ]				
新 受	100.0	66.0	43.6	18.6	3.7	34.0
		100.0	66.1	28.3	5.6	
既 済	100.0	60.4	39.4	16.9	4.0	39.6
		100.0	65.3	28.0	6.7	
未 済	100.0	82.6	63.8	16.0	2.8	17.4
		100.0	77.3	19.3	3.4	